

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み
の翌日
から翌
日の翌
日)

目 次

◇ 告 示
の 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるも

国民健康保険医の登録の消除

国定公園の公園計画の一部変更

豚等の移入の禁止の解除

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示
選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 公安告示
風俗営業取締法による聴聞

◇ 公 告
林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 口 務	鳥国歯第四四六号	昭和五十八年五月十八日
前 田 宏 治	鳥国医第二、九二二号	昭和五十八年五月二十一日
山 下 陽 三	鳥国医第二、九二三号	昭和五十八年六月七日
高 裕 子	鳥国薬第五一八号	〃
中 嶋 直 己	鳥国薬第五一九号	〃
藤 本 公 彦	鳥国薬第五二〇号	昭和五十八年六月十日
中 尾 佐 代 子	鳥国薬第五二二号	昭和五十八年六月十四日
井 川 修	鳥国医第二、九二六号	昭和五十八年六月二十日

池ヶ谷 貴愛	鳥国医第二、九二七号	"
星 尾 彰	鳥国医第二、九二八号	"
田 中 寧	鳥国医第二、九二九号	"
宮本二郎	鳥国医第二、九三〇号	"

鳥取県告示第六百四号

次のとおり国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の消除の年月日
大久保 久胤	鳥国医第三三五号	昭和五十八年六月二十日

鳥取県告示第六百五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十二条第二項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園計画の一部を変更したので、同

法第十三条第三項において準用する同法第十二条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び関係町村役場に備え付けて供覧する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一次の単独施設を追加する。

施設の種類	位 置
園 地	鳥取県八頭郡佐治村（三原台） （山王滝）
" "	" " " "（佐治川ダム）
宿 舎	" " " "（佐治川ダム）
避難小屋	" " " "（三国山）
野営場	" " " "（三原台）
" "	" " " "（佐治川ダム）
スキー場	" " " "（三原台）
" "	" " " "（焼山）
駐 車 場	" " " "（山王滝）
" "	" " " "（佐治川ダム）

二次の道路（車道）を削除する。

路線名	区 間
若桜温泉線	起点 鳥取県八頭郡若桜町（諸鹿・国定公園境界）

終点 " (鳥取・兵庫両県境)
 起点 " (菴米・国定公園境界)
 終点 " (菴米・車道合流点)

三 次の道路(車道)を追加する。

路線名 区 間

佐治三朝線 起点 鳥取県八頭郡佐治村(中・国定公園境界)

終点 " (中・国定公園境界)

四 次の道路(歩道)を追加する。

路線名 区 間

須賀ノ山登山線 起点 鳥取県八頭郡若桜町(菴米・歩道分岐点)

終点 " (菴米・歩道合流点)

三原台登山線 起点 鳥取県八頭郡佐治村(余戸・国定公園境界)

終点 " (余戸・歩道合流点)

三国山登山線 起点 鳥取県八頭郡佐治村(尾際・国定公園境界)

終点 " (中・国定公園境界)

起点 鳥取県八頭郡佐治村(中・国定公園境界)

終点 " (三国山山頂)

鳥取県告示第六百六号

昭和五十八年五月鳥取県告示第四百六十一号(豚等の移入の禁止について)は、廃止する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(糸白見地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年八月五日 鳥取県指令受都計第百六十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字下町田ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海五四二一

協同組合千代金属センター

理事長 清水昭允

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百三三号

昭和五十八年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年七月十五日(金)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
居川義雄後援会	山本 光明	居川 美行	気高郡気高町大字下光元五七九一	昭和五十八年六月十六日	その他の政治団体
須山修次後援会	池口 孝一	中西 喜樹	西伯郡淀江町大字淀江六〇一	昭和五十八年六月二十八日	その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県トラツク支部	米村 竹雄	新	昭和五十八年六月十一日	政党の支部
自由民主党鳥取県支部連合会	楮原 貞人	旧	昭和五十八年六月二十二日	その他の政治団体
鳥取県トラツク運輸政治連盟	米村 竹雄	新	昭和五十八年六月十一日	その他の政治団体

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十八年七月二十七日午後一時から

鳥取市東町二丁目二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

鳥取市弥生町二六五番地 有限会社クラブワゴン

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）

第2条の規定により、昭和58年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和58年7月12日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。以下同じ。）において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち昭和58年10月19日までに卒業する見込みの者、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者、又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者
- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は

旧実業学校令（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者

検定期程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定期程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和58年10月20日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

なお、受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書を添え、昭和58年8月20日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和58年8月1日（月）から同月20日（土）まで
 （郵送の場合は書留郵送とし、昭和58年8月20日までの消印のあるものは有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書とすること。）

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和58年10月20日（木）9時から
 口述試験 昭和58年10月20日（木）13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地
 鳥取県庁第14会議室、第15会議室及び第16会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必ず 項目	項目
選	択
項	目
目	目
	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
	林業機械・林産化学・木材加工のうち一項目

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 卒業証明書、卒業見込み証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(2)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書
 (5) 写真（最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正な行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について試験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、60円切手を同封すること。